

2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務仕様書

1 委託業務名

2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務

2 委託業務の目的

2025年4月13日から10月13日までの184日間、夢洲（大阪市此花区）で開催される大阪・関西万博では、会期中2,820万人（うち海外350万人）の来場者が見込まれている。

この大阪・関西万博は、徳島県に比較的近い場所に世界中から多人数が長期間集まる大規模イベントであることから、このような千載一遇の機会を捉えた積極的な誘客施策として、関西地域（大阪/兵庫/京都/和歌山）と徳島県を繋ぐ高速バス及びフェリー料金割引を円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 事業概要

（1）万博会場を核とした誘客促進事業

① 目的

万博会場内に設置する「徳島パビリオン」などにおける魅力発信により、徳島県への興味・関心を持った来場者を実際の来県行動へと繋げる。

② 対象者

徳島県への興味・関心を持った「徳島パビリオン」などへの来場者とする。

なお、徳島県民は対象外とする。

③ 割引内容

「関西 ⇒ 徳島」の高速バス及びフェリーの「片道料金を一律500円」とする。

なお、「フェリー自動車航送」及び「とくしま好きっぷ」利用の場合は、正規の徒歩乗船料金を割引対象額とする。

④ 割引方法

ア 徳島県

対象者に対して、「徳島パビリオン」などにおいて、「交通割引クーポン」を提供する。

イ 対象者

交通事業者へ「交通割引クーポン」を提出し、「割引チケット」を予約・購入又は「割引金額の払い戻し」を受ける。

ウ 交通事業者

対象者から「交通割引クーポン」を受領する。

「交通割引クーポン」へ「割引額を記載」して、適切に保管する。

「利用実績台帳」へ「利用日、クーポン番号、割引額など」を記録する。

⑤ 対象路線／運行事業者／対応可能窓口など

別紙「2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務 基礎情報」を参照すること。

(2) 国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業

① 目 的

本年11月16日に就航した「徳島－香港 国際定期便」及び本年12月26日に就航予定の「徳島－ソウル 国際定期便」を契機等としたインバウンド客の徳島経由の万博来場を促進する。

② 対 象 者

「インバウンド客」であり、「万博チケット」及び「徳島空港利用の航空半券」を保有している者とする。

③ 割引内容

「徳島 ⇒ 関西」の高速バス及びフェリーの「片道料金を一律500円」又は、「徳島 ⇄ 関西」の高速バス及びフェリーの「往復料金を一律1,000円」とする。

なお、往復利用の場合は、原則、往復料金を割引対象額とし、往復料金の設定がない場合は、往路及び復路の片道料金をそれぞれ一律500円とする。

また、復路利用日は、往路利用日を含めて、高速バスは10日以内、フェリーは14日以内とする。

さらに、「フェリー自動車航送」及び「好きっぶ」利用の場合は、正規の徒歩乗船料金を割引対象額とする。

④ 割引方法

ア 対 象 者

交通事業者へ「パスポート」、「万博チケット」、「徳島空港利用の航空半券」を提示する。

「利用申込書」へ必要事項を記入・提出した上で、「割引チケット」を予約・購入又は「割引金額の払い戻し」を受ける。

イ 交通事業者

対象者が提示する「パスポート」、「万博チケット」、「徳島空港利用の航空半券」を確認した上で、「利用申込書」を受領する。

「利用実績台帳」へ「利用日、利用申込書番号、割引額など」を記録する。

⑤ 対象路線／運行事業者／対応可能窓口など

別紙「2025年大阪・関西万博を契機とした徳島県への誘客促進業務 基礎情報」を参照すること。

(3) 共通事項

① 提供期間

ア 開始

令和7年4月13日（日）利用分から

イ 終了

割引原資予算の上限に達するまで

なお、割引原資予算の上限額は、25,000千円とする。

また、利用が割引原資予算上限に達しない場合は、以下のとおりとする。

- ・ 万博会場を核とした誘客促進事業

令和7年12月28日（日）利用分まで

- ・ 国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業

往路利用は、令和7年10月13日（月・祝）まで

高速バスの復路利用は、10月22日（水）まで

フェリーの復路利用は、10月26日（日）まで

ウ 除外期間

- ・ GW期間：令和7年5月3日（土）から同月6日（火・祝）まで
- ・ お盆期間：令和7年8月9日（土）から同月17日（日）まで

② 利用状況（割引原資予算消化状況）の調査

割引予算上限を超えて、料金割引をすることがないように、県において、利用状況に応じて、交通事業者に対して定期的に利用状況の調査を行う。

③ 割引金額の精算

提供期間中、毎月末ごとに、交通事業者から本業務の委託事業者へ以下の書類とともに、割引金額の請求を行い、都度、本業務の委託事業者は、速やかに内容の適否を確認し、交通事業者へ割引金額の支払いを行う。

なお、提供期間終了後の最後の請求及び支払いの時期は別途定めることとする。

ア 利用実績台帳

イ 交通割引クーポン（※万博会場を核とした誘客促進事業のみ）

ウ 利用申込書（※国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業のみ）

④ 今後のスケジュール（予定）

令和7年

1月中旬 本業務の委託事業者決定

1月中旬～3月中旬 交通事業者との詳細調整、各種ツール・HPなどの作成

3月中旬～ 事前の広報活動

4月13日～ 期間中の広報活動、問合せ窓口の設置・運用、交通料金の割引、割引金額の精算

5 委託業務の内容

(1) 万博会場を核とした誘客促進事業

① 交通割引クーポンの作成

万博会場内の「徳島パビリオン」などにおいて、対象者へ配布する「交通割引クーポン」を以下のとおり作成すること。

ア 15,000部作成すること。

イ 日本語と英語を併記して作成すること。なお、英語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

ウ 通しのクーポン番号を記載すること。

エ 提供期間や利用方法・条件、対象路線、時刻表、乗降場、対応可能な窓口、その他必要な情報を記載、又はこれらの詳細情報を確認できるホームページへ誘導するQRコードを記載すること。

オ クーポン使用時の注意事項を記載すること。

カ 割引金額を記入できるようにすること。

キ 対象者の氏名を記入できるようにすること。

ク その他必要な事項を記載すること。

② ホームページの作成・運用管理

交通割引クーポン利用者への案内及び広報活動における詳細情報の提供を目的として、以下のとおりホームページを作成・運用管理すること。なお、既存サイトの活用も可能とする。

ア 日本語と英語に対応すること。なお、英語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

イ 提供期間や利用方法・条件、対象路線、時刻表、乗降場、対応可能な窓口、その他必要な情報を掲載すること。

ウ 県内の観光情報を掲載又は県内の観光情報を発信するウェブサイトへのリンクを掲載すること。なお、掲載する情報については、県と協議の上、決定するものとする。

エ その他必要な事項を掲載すること。

③ 事前の広報活動

提供期間が開始するまでの間において、本事業の効果的な広報活動（例：多言語表示のデジタルサイネージ、電車中吊り広告など）を行うこと。

④ 期間中の広報活動

提供期間中において、本事業の効果的な広報活動（例：多言語表示のデジタルサイネージ、電車中吊り広告など）を行うこと。

(2) 国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業

① 窓口等掲示ツールの作成

「円滑に」対象者が「割引チケット」を予約・購入又は「割引金額の払い戻し」を受けることができるよう、対応可能窓口などに掲示する案内ツールを以下のとおり作成すること。

ア 100部作成すること。

イ 日本語と英語、中国語（繁体字）、韓国語を併記して作成すること。なお、英語、中国語（繁体字）、韓国語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

ウ 提供期間や利用方法・条件、対象路線、時刻表、乗降場、対応可能な窓口、その他必要な情報を記載、又はこれらの詳細情報を確認できるホームページへ誘導するQRコードを記載すること。

② 広報ツールの作成

国際定期便相手地域などにおいて本事業の「利用促進に向けた広報」を行うため、以下のとおり広報ツールを作成すること。

ア データ納品のみとする。

イ 英語、中国語（繁体字）、韓国語を併記して作成すること。なお、英語、中国語（繁体字）、韓国語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

ウ 提供期間や利用方法・条件、対象路線、時刻表、乗降場、対応可能な窓口、その他必要な情報を記載、又はこれらの詳細情報を確認できるホームページへ誘導するQRコードを記載すること。

③ ホームページの作成・運用管理

事業利用者への案内及び広報活動における詳細情報の提供を目的として、以下のとおりホームページを作成・運用管理すること。なお、既存サイトの活用も可能とする。

ア 日本語と英語、中国語（繁体字）、韓国語に対応すること。なお、英語、中国語（繁体字）、韓国語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

イ 提供期間や利用方法・条件、対象路線、時刻表、乗降場、対応可能な窓口、その他必要な情報を掲載すること。

ウ 県内の観光情報を掲載又は県内の観光情報を発信するホームページへのリンクを掲載すること。

ウ 県内の観光情報を掲載又は県内の観光情報を発信するウェブサイトへのリンクを掲載すること。なお、掲載する情報については、県と協議の上、決定するものとする。

エ その他必要な事項を掲載すること。

④ 利用申込書の作成

対象者が対応可能窓口で記入・提出する「利用申込書」を以下のとおり作成すること。

ア 1,000部作成すること。

イ 日本語と英語、中国語（繁体字）、韓国語を併記して作成すること。

なお、英語、中国語（繁体字）、韓国語については、必ずネイティブチェックを行うこと。

ウ 通しの利用申込書番号を記載すること。

エ 利用時の注意事項を記載すること。

オ 割引金額を記入できるようにすること。

カ 対象者の氏名及び居住国を記入できるようにすること。

キ その他必要な事項を記載すること。

(3) 共通事項

① 問合せ窓口の設置

本事業の制度（提供期間、利用方法・条件、対象路線、対応可能な窓口、その他必要な内容）に関する問合せ窓口を以下のとおり設置・運用管理すること。

ア 日本語と英語、中国語（繁体字）、韓国語に対応すること。

イ 日本語については、電話対応を必須とし、少なくとも提供期間中の平日午前9時30分～午後5時30分は対応可能とすること。

ウ 英語、中国語（繁体字）、韓国語については、メール対応も可能とする。

② 割引金額の精算

提供期間中、毎月末ごとに、交通事業者から以下の書類とともに、割引金額の請求を受け、都度、速やかに内容の適否を確認し、交通事業者へ割引金額の支払いを行うこと。

なお、提供期間終了後の最後の請求及び支払いの時期は別途定めることとする。

ア 利用実績台帳

イ 交通割引クーポン（※万博会場を核とした誘客促進事業のみ）

ウ 利用申込書（※国際定期便就航を契機等とした誘客促進事業のみ）

6 成果品

（1）業務終了後は、下記の成果品を提出すること。なお、成果品は受託者からの提出を受け、検収に合格した後に引き渡しを受けるものとする。

① 作成物一式

② 広報活動の実績

③ 問合せ窓口の対応実績

④ 割引金額の精算実績

⑤ 予算・決算内訳書

⑥ 業務完了報告書

⑦ 上記①から⑥までに係る電子データ一式

（2）提出期限は、県と協議の上決定すること。

（3）納品場所は、徳島県万博推進課とする。

7 成果品等についての留意事項

（1）受託者は、成果品に使用するすべてのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。

（2）本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

9 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに業務に着手し、業務工程表に従って業務を完了させること。

(3) 本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則禁止とする。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、再委託の承認を得ること。

(5) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

本業務の遂行に当たり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、徳島県個人情報保護条例の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議の上、決定すること。